

如何ナル制裁ヲ加ハラル、モ異議ヲキノミナラス、電
氣局ヲ解職スルコトモ幹事ヨリノ要求ニ對シテハ即時
同意スルコトヲ契約ス

右ニテ條ヲ契約シタル證トシテ記名調印スルモノナリ
昭和九年九月二日

(2) 犠牲者救護方ノ件

解雇者ニ對シテハ規定ノ解雇手當ヲ受ケサル場合ハ之
ニ相當スル金額解雇慰勞金ハ一人ノ場合ハ新規程ニ依ル
給料ノ一年分(約四百圓位)ニ人ノ場合ハ十ヶ月分宛トス
給スルコト

但シ現金ニテ支給スルコト

(3) 解職届及委任状ニ調印スルコト

以上ヲ決定散會ス

二 電車部早稲田支那動靜

二日午後ヨリ一、六、八各組會ヲ開催何レモ本部ノ指令ニ

基キ活動スルコトヲ決定セリ

尚本部トシテハ三日支那大會開催予定ノ趣前記組會ノ決議
等モアリ其ノ必要ヲ認めザルコト、レ取止メニ決定セリ

三 電車部青南支那動靜

午後七時ヨリ今十時迄支那部斗争委員會ヲ開催出席者ニ〇名

議事トシテ

(1) 本部ノ指令ニ基キ一致行動ヲ共ニ決スルコト

(2) 暴行案絕對反對

(3) 地區斗争基金トシテ一人金五錢宛計約五圓ヲ醸出スルコト

以上ヲ決定セシメ本部會合ニ城西消費組合員佐藤籍當ニ十五
年及海野正ニ當テ十二年、西若潛入ニ始リタルヲ所轄青山
署ニ送付檢束取調中